

国土交通省独立行政法人評価委員会

第14回空港周辺整備機構分科会

平成24年7月23日

国土交通省独立行政法人評価委員会

第14回空港周辺整備機構分科会

平成24年7月23日

【中林室長】 委員の先生もおそろいでございますので、ただいまから、国土交通省独立行政法人評価委員会第14回空港周辺整備機構分科会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方にはご多用のところ本分科会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局の航空局環境・地域振興課空港周辺地域活性化推進室の中林でございます。よろしくお願いたします。議事に入るまでの進行役を務めさせていただきます。恐縮でございますが、着席して進めさせていただきます。

まず会議に入る前に、お手元にお配りしております資料につきまして、確認をさせていただきます。

まず1枚ペラで議事次第がございます。次に座席表がございます。次に配付資料一覧がございます。次に資料1といたしまして「平成23事業年度業務実績報告書」がございます。参考といたしまして「平成23事業年度業務実績内部評価調書」がございます。資料2といたしまして「平成23年度業務実績評価調書」がございます。これは分科会長試案でございます。資料3に「平成23事業年度財務諸表」がございます。資料4に「平成23事業年度事業報告書」がございます。資料5に「平成23事業年度決算報告書」がございます。資料6に「平成23事業年度監事意見書・会計監査人監査報告書」がございます。参考といたしまして「平成22・23事業年度財務諸表比較」がございます。資料7といたしまして「役員退職手当支給に係る業績勘案率（案）の決定について」というものがございます。次に、これはA3の横長で折っておりますが、「平成23年度業務実績評価調書 集計表」でございます。最後に、同じタイトルでありますけれども、これは過去の年度の評価調書を一覧表にしたものでございます。

以上が資料の全部でございます。不足等がございましたら事務局までお申し付けくださるようお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、開会に当たりまして、環境・地域振興課、滝川課長からごあいさつを申し上げます。

【滝川課長】 環境・地域振興課長の滝川でございます。この7月17日に前任の加松の後を受けまして就任をいたしました。どうかよろしくお願いいたします。

委員の先生方には、本日大変お忙しい中この分科会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また日頃から日本の航空行政に対しまして、さまざまなご協力またご指摘、ご意見をちょうだいしまして誠にありがとうございます。特にこの本分科会を通じまして、空港周辺整備機構に

対しましてさまざまなご指摘、ご指導をちょうだいしてきたところでございます。こうしたものを受けまして、私どももちろん機構といたしましても、理事長はじめ役員を先頭に、機構の適切な業務遂行と機構自身の改革に取り組んできたところでございます。

この機構でございますけれども、ご案内のとおり7月1日から大阪・伊丹の業務については新関空会社のほうに承継をします。これに伴いまして機構の大阪本部を廃止いたしまして、機構全体の本部機能といいますか主たる事務所も、福岡のほうに移したところでございます。更にこの福岡の周辺対策についても、今年の1月に閣議決定をされました独立行政法人の見直し方針の中で、福岡空港について民間委託等を行うこととなる際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方向で検討すると、こうなっているわけでございます。航空局としては現在国会に民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案というものを出しまして、新たな空港運営事業者、通称コンセッション事業者に対する移管について、検討等を進めているところでございます。

また機構の中期目標、中期計画については、平成24年度が最終年度ということになっております。これにつきましても現在、国会に独立行政法人通則法の一部改正法案が提出されておまして、ただこれはちょっと今、審議状況が不透明なところがございますので、この中期目標期間が平成24年度で最終年度となっているものが、この後どういう取り扱いになっていくかというのは、実はこの法案の審議、成立の状況にかかってくるところでございます。この点については我々も鋭意情報収集をいたしまして、今後の動き方についてはまたきちんとした情報がわかり次第ご連絡を差し上げたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもおそらく年明けの頃には、またご参集いただいてご審議をいただく必要があるのではないかという見通しを持っているところでございます。

このように独法全体を取り巻く状況も、機構を取り巻く状況も非常に大きく動いているところでございますけれども、こうした中で本日の議題でございます平成23年度の業績評価についてのご審議、またご指摘、そして評価を通じまして、機構業務の一層の適切な推進、更に機構の改革に、私どもも及ばずながら力を尽くしてまいり所存でございますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、本日よろしく願いいたします。

【中林室長】 ありがとうございます。

続きまして、本日の出席者につきまして、お手元の座席表によりご確認をお願いいたします。なお本日は、政策評価官室から内山企画官が出席されております。よろしく願いいたします。

また独立行政法人空港周辺整備機構からは、理事長のほか役職員が出席しておりますが、ここでは淡路理事長をご紹介します。

【淡路理事長】 機構の理事長の淡路でございます。盛岡分科会長はじめ委員の皆様には、日ごろより機構の業務につきましてご指導賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

【中林室長】 審議に先立ちまして、事務局から4点、報告等を申し上げます。

1点目でございます。定足数の報告でございますけれども、空港周辺整備機構分科会の委員定数6名に対しまして、本日5名の出席をいただいております。議事に必要な過半数の定足数を満たしていることを報告いたします。

2点目でございます。分科会の審議結果の取り扱いでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則に基づきまして、後日家田委員長の同意を得て、委員会の議決となります。

3点目、議事録でございます。従来と同様、委員会終了後、速やかに議事要旨を国土交通省ホームページで公表いたします。その後議事録を作成し、同様の方法で公表いたします。ただし業務実績評価に関しましては、議事要旨では主な意見のみを記載いたしまして、評価結果自体は記載いたしません。その後の議事録では、評価結果も公表いたします。で、全体を通してでございますが、発言者名は記載しない措置を講じたいと存じ上げます。また本日の議題に役員退職手当支給に係る業績勘案率の決定がございますが、個々の役員名は伏せて公表いたします。

4点目でございます。意見募集の結果の報告でございますが、本日の分科会の開催に際しまして、国土交通省のホームページ上におきまして空港周辺整備機構平成23年度業務実績評価調書（案）につきまして、分科会での評価の参考に資するため、国民の意見募集を行いました。意見はございませんでした。

それでは、以後の進行につきましては盛岡分科会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【分科会長】 盛岡でございます。お忙しいところ集まっておきまして、ありがとうございます。

先ほど課長様からごあいさつがございました中で、この機構を取り巻くさまざまな状況の変化、大変一月、二月単位で違った側面を見せることもあり得るということでございます。この点につきましては後ほど、もしご質問等ございましたら、その他の時間帯でご質問をお受けしたいと思っておりますが、ひとまず予定されております議事次第に沿って、事を進めてまいりたいと思っております。

議事の詳細に入ります前に、公開、非公開の件につきまして、皆様方にご了解いただきたい事項がございます。まず評価委員会運営規則及び委員会決定によりますと、業務実績の評価につきましては、個人情報に関する事柄が出る可能性もあり得ることから、非公開ということにしております。また法人の業績評価の評定に当たりましては、法人の退室を求めたいと考えております。この点、ご了解いただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは議事を進めてまいります。

先ほど申し上げましたように、本日の委員会は3つの議題、すなわち1番は平成23年度業務実績に関する評価を行うこと、第2点は平成23年度財務諸表等について国土交通大臣への意見具申を行うこと、3番目に役員退職手当支給に係る業績勘案率を決定すること、この3点でございます。

まずお手元に資料を配付させていただいておりますが、このうち資料1から資料6につきましては、公表の扱いとさせていただきたいと思っております。ただし参考資料につきましては、皆様方の審議に役立つために、特に委員の皆様方のご意見等を事前に伺った集計表も用意しておりますので、この点につきましては公表の扱いの外に置きたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、早速業務実績に関する評価について、検討を始めたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 この業務運営評価につきまして、評価方針によりますと、個別項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評価を行うということになっております。全項目を通して、法人から簡単に説明をいただき、その後意見交換を行い、分科会として1項目ごとに年度評価に係る評定をしていきたいと思っております。また各委員の意見の中で必要なものについては、意見の欄に記入していくことにしたいと思っております。先日来より法人が行いました事前説明を受けて、各委員の評定と評定理由等の概要を取りまとめた一覧を、分科会長試案とともに準備しておりますので、これを参照しながら進めていきたいと思っております。

このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

それでは以上のことで、この後、法人から全項目を通してご説明いただきます。委員各位におかれましては、この5年の中期計画、年度計画としては平成23年度は最終年度の1つ前の年度ということになりまして、今年、平成24年度で終了するということからいたしますと、非常に重要な時期といえますか、中期計画としての全体の達成も視野に入れながら、年度計画の評価をしていただいたということだと思いますので、その点につきましてはまたご意見等を賜りたいと思っております。

それでは法人から、説明方、よろしく願いいたします。

【淡路理事長】 ではお許しいただいて、座ったままでご報告申し上げます。

資料1に従いまして、ご報告申し上げたいと思っております。中身につきましては見開きページの目次がございます、その目次の特にⅡに従いまして、順番にご報告申し上げます。

初めに、中期目標の期間でございますが、今、盛岡分科会長からもございましたけれども、本計画は平成20年4月1日に開始いたしまして、今年度いっぱい、すなわち平成25年3月31日を

もって終了するという事になってございます。

具体的な平成23年度の業務への効率化に関する事項から、入らせていただきます。

初めに、組織運営の効率化でございます。報告書の2ページと3ページでございますが、3ページの図をご覧くださいと思います。大阪国際空港事業本部におきまして3名の定員削減、福岡空港事業本部におきまして役員1名の削減を、実施いたしました。このような定員削減を実施した上で、平成24年7月の関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて、大阪国際空港事業本部の業務運営等を新関西国際空港株式会社へ円滑に承継するために、相当量の作業を実施いたしました。また本社機能を福岡空港事業本部へ移管するための作業も行いました。

次に4ページでございますけれども、人材の活用でございます。一番下の参考のところ、出身別年齢構成表をご覧くださいと思います。年齢バランスに配慮しつつ、若い人材で、かつ専門的知見を有する経験豊富な人材の派遣について、派遣元との人事調整を行い、年齢構成を0.2歳下げることができましたけれども、平成19年度と比較すると、残念ながら1歳上昇する結果となっております。

次に5ページ、6ページでございますけれども、業務運営の効率化、事業費の抑制でございます。平成19年度に比較しまして事業費は60.9%減ということで、目標20%以上を削減するという事でございますので、これは計画を達成しているということでございます。

一般管理費につきましては、7ページと8ページでございますが、平成19年度比で27.8%削減してございます。目標値が12%以上でございましたので、これも目標は達成をいたしております。

次に、報告事項の大きな項目のⅡでございます、国民に対して提供するサービスその他の、業務の質の向上に関する事項でございます。業務の質の向上という点に関しましては、9ページをご覧くださいと思います。連絡協議会の開催ということでございまして、大阪、福岡各事業本部で年2回ずつ、連絡協議会幹事会を開催いたしまして、平成22年度事業実績、平成23年度事業実施状況、平成24年度予算概算要求等について説明を行ったほか、関西・伊丹空港の経営統合関係の情報提供を行うなど、国、関係自治体との意思疎通を図ってございます。

次に、広報活動の充実でございますけれども、これは10ページをご覧くださいと思います。平成22年度の財務諸表、業績評価等を公表しております。ホームページのアクセス数は3万8,292件でございまして、私どもの目標値設定が3万件以上ということでございましたので、目標数値はアクセス数を見ると達成しているということでございます。そのほか、「空の日」イベント会場などにおいてリーフレットの配布、ホームページに関西・伊丹経営統合に関する情報の掲載、あるいは統合後の機構の業務の承継についての情報を、連絡先も含めて掲載してございます。

次に、内部統制及びガバナンス強化等に向けた取り組みの実施でございます。これは11ページ

から20ページに記載してございます。その中で特に内部統制の向上についてでございますけれども、12ページをご覧いただきたいと思っております。平成22年度の取り組みを踏まえまして、平成23年度においてリスク軽減のための方策やリスク回避対策について検討を行いまして、その結果についての共有を図っております。特に役員懇談会に管理職を同席させるとか、管理職以上の業務調整会議を充実させて、開催しまして、内部統制の向上に努めてございます。

次に、随意契約の見直しでございますけれども、21ページから24ページでございます。平成22年5月に作成いたしました随意契約見直し計画の取り組み状況でございますけれども、競争性のない随意契約が件数で6件、平成22年度と比較いたしますと、金額において約6,000万円増加しております。この増加した案件は、再開発整備事業において騒音斉合施設建設委託契約により、賃借人と契約を締結したことが主な要因でございます。一者応札・一者応募については、0件でございます。

随意契約の見直しについては、平成23年7月に当機構監事及び外部有識者をメンバーとする契約監視委員会を開催いたしまして、随意契約見直し計画に沿った取り組み状況について報告、点検を受けるとともに、その結果をホームページで公表いたしております。

次に、業務の確実な実施でございますけれども、再開発整備事業、25ページでございます。継続事業を着実に実施してございます。平成23年度末現在、再開発整備事業につきましては、大阪国際空港事業本部が24件、福岡空港事業本部が42件でございます。なお福岡空港事業本部におきましては、借り受けが見込まれない施設、この当該施設は作業所に使われているものでございましたけれども、1件を施設除却の上、土地を国に返還しております。福岡空港事業本部におきましては、大井その1再開発整備事業の施設について、老朽化等の問題もあり、現状を点検、調査し、長期修繕計画を作成してございます。

次に、民家防音工事補助事業でございますけれども、これは26ページ、27ページでございます。更新工事事業実績につきましては、27ページの表をご覧いただきたいと思っております。平成23年度実績769台、そこに記載してございますが、平成22年度の実績が1,107台でございますので、民家防音工事の実績につきましては、平成22年度に比べて約30%減少しているということでございます。

次に移転補償事業でございますが、28ページから29ページでございます。福岡空港事業本部におきましては、事前の申請相談等にきめ細かく対応するという方針で、移転補償事業を展開しております。上半期におきましては土地測量、建物調査、土壌汚染状況調査及び不動産鑑定評価等を効率的に行いまして、下半期において申請者との契約交渉を進めるというスケジュールに基づきまして、事業を着実に実施しております。

大阪国際空港周辺の緑地整備でございますけれども、30ページから31ページでございます。

31ページの表をご覧くださいますと、買収済みの土地1.3ヘクタールにつきまして、造成・植栽を実施いたしました。緩衝緑地第1期事業認可期間内の事業の達成状況は97%でございます、大阪国際空港事業本部の計画期間中には完成できなかったということでございます。12.9ヘクタールのうち12.5ヘクタールを整備いたしまして、0.4ヘクタールが未整備のまま残ったということでございます。

次に32ページ、福岡空港周辺の緑地整備でございます。年度計画で約0.3ヘクタールの造成・植栽を実施するというところでございましたが、これは計画どおり実施しております。福岡空港周辺の緑地整備の問題点としましては、やはり地域実情に配慮しながら、既に移転補償跡地となった土地を対象に、予算確保できたものから実施するというようにしております。ただ、空港の南側の住民の方々からは、緑地整備を望まないという声もございます。と申しますのも、緑地整備をしてフェンス等で囲ってしまうと、地域コミュニティの崩壊や治安の悪化につながりかねないという声がございます。ということで、地元の実情、予算の制約ということで、年度計画は0.3ヘクタールでございましたけれども、これは計画どおり達成しているということでございます。

あと33ページでございますけれども、いわゆる外の方々とのいろいろな交流の一環として、大阪産業大学からの校外学習の受け入れを行っております、空港周辺環境対策につきまして講義を実施してございます。

次に、3番目の財務内容の改善に関する事項ということで、これについては34ページ以降でございます。予算、収支計画、資金計画を、34ページから37ページに記載してございます。経費の抑制を図り、予算の効率的で適切な執行を行ってまいったと考えております。

剰余金は40ページでございますけれども、平成23年度決算におきまして、利益剰余金3億3,000万円が発生することになりますけれども、通則法第44条第1項の規定に基づき、積立金とすることとしております。短期借入金の限度額については、借入れの実績はございません。重要な財産の処分に関する計画についても、該当する案件はございません。

次に、その他業務運営に関する重要事項でございます。41ページから43ページにかけて、給与水準について記載してございます。平成23年度におきましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を踏まえまして、役員報酬及び職員給与は、国と同様の措置をとるということで実施してございます。また平成23年度の取り組み状況につきましては、平成24年7月にホームページで公表してございます。その中で、対国家公務員指数につきましては109.9ということで、前年度が106.6でございましたので、比較して3.3ポイント上昇してございます。これにつきましては、当機構には本省からの出向者が多く、そしてこれに伴う地域手当の異動保障を受けている者が多いということが第1点でございます。もう1点は、機構事業の新関西国際空港株式会社への承継業務を円滑に行うため、特に56歳から59歳の年齢層の管理職を中心に、人事異動

を極力控えざるを得なかったという事情がございます。そもそも56歳から59歳の年齢層の方々は、指数が元々高くなってございまして、全体を押し上げる要因にもなってございます。この大阪事業本部の事業の新関西国際空港株式会社への承継が終了いたしましたので、平成24年度はこの指数については改善が見込めると、現時点では考えております。

それから最後になりますけれども、定年退職者の補充についてでございます。44ページ、最後のページでございますが、平成23年度においては人員を削減したほか、定年退職者の補充は行っておりません。

以上、簡単ではございますが、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございました。

それではここから、全体を通してご質問等をお受けして、そしてご回答いただくまでの間、理事長をはじめとする機構の職員の方はご出席いただいたままで、ご回答いただくという形にさせていただきたいと思っております。

それでは委員の皆様方、ご質問等おありかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。どこからでも結構でございますので、いかがでしょうか。

【委員】 一番最初の組織運営の効率化の話で、ご説明の中で事業統合なり、福岡への本社機能の移転とかいう中で、人員の削減、組織の削減等をやりましたと、そういうふうにあるんですけども、かなり大変な作業だったんじゃないかと思っておりますが、相当量の作業ということでさらっと理事長からお話があったんですけど、その辺でもう少しつけ加えることなり何なりあれば、お願いしたいと思っております。

【淡路理事長】 例示で申し上げて恐縮なんですけれども、私どものところは独立行政法人ということで独法会計でございますけれども、新関西国際空港株式会社に事業を承継するに当たって、財務関係を企業会計に合わせなきゃいけないというか、そういう作業をすると。例えばどういふものがあるかという、私どもの場合は50万円未満の物品については固定資産計上を行っていないわけでございますけれども、民間の場合、新関西国際空港株式会社ももちろん10万円以上のものについて行うということで、つまり10万円から50万円のものについて固定資産計上しなければいけないとか、私どもは政策判断するわけではありませんけれども、テクニカルな作業が結構ございまして、そういう作業を財務の場合は行っております。また人につきましても、私どもで環境対策をやったということで、新会社に移行する職員が何人か出てくるわけですけども、どういう処遇をしていただくかとか、そういう事務的な交渉とか。それからもう一つ、再開発事業で今、民間に貸し付けておりますけれども、その貸し付けている者に対して、今度貸し主が変わりますよということで、そこら辺の説明、向こうの要望を聞く、あるいは会社との関係で調整するべきものは調整するとか、そういった今後起こり得るであろうことについて、かなり作業をしてきたということ

でございます。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

では私のほうから。分科会長として若干責任を感じている部分がございます、それは独立行政法人の評価委員会という形で、国土交通省の当該機構の評価を私どもはさせていただいているわけでありすけれども、その結果に対する総務省の政策評価等の委員会から、いわゆる随意契約を含めた改善の取り組みについて、過年度において、私どもの原案としては非常に努力、業務改善が認められるという評定をしておりましたことに対して、次の年度も更に同じレベルで、特段の高い評価をするのは不適切ではないかというご意見をいただいたわけでありす。その点で私ども分科会として若干の見直しということ、今回も当該の評価の中で行っているつもりではあります、その点から見て、中期の4年目に相当する取り組みとして、3年目までに比べて、非常に大変だったけれども更に努力したというような部分がもしございましたら、ご発言いただいたらいかがかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【淡路理事長】 先ほど〇〇委員からご質問がございました承継作業については、何かとりたててこういう特殊なことをやりましたということではないんですけれども、私ども現在の中期計画を作成する時点では、私どもの事業が新関西国際空港株式会社に行くというのは全く想定していなかった、我々から思うとある日突然、承継することが決まったから平成24年7月に何の問題もなく承継事務を完了させよと、こういうことでしたので、ここはいわば職員の尻をたたいて、とにかく通常業務以外にこの業務をこなさなければいけないと。これが関西の2つの空港の統合事業についての一つのポイントだからということで話をしてまいりましたので、私の理事長の立場からすると、職員はよくやってくれたなと思っております、それが外からどういうふうに評価されるかということは、また別の問題かと思っております。

【分科会長】 ありがとうございます。

それではほかに何かございませんでしょうか。

【委員】 質問のための質問になってしまうと思うんですけれども、すみません、お許してください。まず9ページの連絡協議会の開催というところで、毎年思うんですけれども、目標と計画の書き方にも問題があるのかもわかりませんが、連絡協議会を年2回やりますということに対して評価しているわけですが、その中で何が話し合われて、どういう具体的ないい体制ができたのかということが問われるべきだと思うので、その辺について、多分たくさんいい成果があると思うので、ご披露いただければと思います。それが1点です。

あと2点目は、給料のことでちょっと申しわけないんですけれども、指数がちょっと上がってしまった。これは何といいますか、理事長は、国からの出向者が多くて、それが増えたということも

あって地域手当の継続措置だというふうにおっしゃいました。そうすると、これは機構がいくら努力しても、国からの出向者に来ていただくのをやめるとかしない限り、なかなか厳しゅうございますし、しかも本省からとおっしゃいましたから、東京と福岡の地域手当の差は、東京と大阪のそれに比べて大きゅうございますので、ちょっとまた負担になってしまう可能性もありますよね。だからそういう意味からすると、これも評価の考え方で、ラスパイレス指数という何か妙ちきりんなものがあるので、それを使わざるを得ないのでやっていると思うんですけども、その辺についてどう考えるべきなのか。本当にちゃんとした業務をしているということは今日の報告からも明らかなので、そういうための体制を整えることこそが重要で、あまり機構の手に負えないようなこと、及び体制そのものを損なうようなことをこの指数を下げるためにいじくるというのは、何か得策でもないという意見であることを申し上げておきます。これについては答えをいただかなくて結構です。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは第1点の、連絡協議会の内容とパフォーマンスについて。

【淡路理事長】 前段については、福岡で、非常に地域の方々の意見も聞きながらやっておりますので、これは私どもの審議役のほうからお答え申し上げることにいたします。

で、後段のほうは、先生の暖かいお言葉であれなんですが、私どもも実はこのラスパイレス指数の出し方、結構特殊なやり方をしていまして、例えば30歳から40歳についてはラスパイレス指数が平均で117ということになると、単純平均でいきますので、それがそのまま全体の数字に効いてくるとか、いわゆる加重平均もしていないし、業務の内容や個々の事情も考慮していないということで、私どもとして、業務に差し支えない範囲で改善するためにどういう努力ができるかということで、今検討しております。すみません、ありがとうございました。

【福本審議役】 すみません、審議役の福本でございます。連絡協議会の関係でございますが、特に福岡の空港周辺で申しますと、1種区域に該当するのが4市2町ということで、非常に広範囲にわたっていると。特にメインとなります福岡市さんだけではなくて4市2町さんに、例えば平成23年度非常に大きい話題といいますかご興味をいただいたのは伊丹の経営統合と。福岡に限らず伊丹の動きというのも皆さん非常にご関心がありまして、どういう形になるんだろうということを私どもの資料を踏まえましていろいろご説明をしたと。こういう話題は非常に初歩的なものかも知れませんが、伊丹の動きを福岡の会議で取り上げ、身近に直接お話することによって、いろいろご理解等いただいたというのは、平成23年度においては大きな成果であったと思っております。

【委員】 それが9ページの左下の実績値に書かれていることだと思うんですね。

【福本審議役】 はい。

【委員】 説明していただいて、初めて気がついたような次第でございまして、何かもうちょっとその辺の現場感といいますか、わかりやすく書いていただければ、こんな質問をしなくても済

んだのにとおりました。

【淡路理事長】 ぜひ改善したいと思います。

【委員】 よろしくお願ひします。

【分科会長】 ほかに、質問という形でお伺ひしておきたいことはございますでしょうか。

【委員】 2点お伺ひしたいんですけれども、まず21ページの随意契約の見直しの件ですが、先ほどのご説明で平成23年度と比較して、たしか6,000万円増加したというようなお話があったかと思うんですけれども、これまでずっといろいろ大変なご努力をなさってきていることは承知しておりますけれども、今回も事前説明のときにもお伺ひして、何か賃借人との契約とかという話だったんですが、もう少し詳しくご説明いただけないかというのが1点と、もう一つは32ページになりますが、福岡空港周辺の緑地整備のことについてですが、その前のページで、結局大阪のほうはいろいろ事情があつて完成できずに引き渡しというか、で終わったわけですね。それで先ほど福岡空港の緑地整備のことについて、地元であり緑地整備を望まないような意見もあるというふうなことをおっしゃっていたかと思うんですけれども、それほどのレベルぐらまでの反対意見があるのかということと、もしそういうものがずっとあるとすると、例えば将来的にまた計画が達成できなくなるとか、という可能性も出てくるかもしれないという懸念もあるかと思うんですけれども、そのあたりのことについてお伺ひしたいんですが。

【分科会長】 それでは審議役の方からですか、それとも理事長から。

【淡路理事長】 後段のほうは審議役のほうから、随意契約の件は私からお話しさせていただきたいと思います。大阪の件、今回6,000万円ということで増加したそもそもの、そういう事情が発生した経緯ですが、当該施設を貸し付けることになった事業者は〇〇加工業みたいなものを営んでおりまして、現在も私どものほうから借り受けてやっておられて、事業を拡大するに当たって隣接地も合わせて事業を拡大したいのでお借りしたいとか、そんな事情がございまして、そうすると彼らの事業計画とか施設計画とかいうものを考慮せざるを得ないということで、当該借り主がその者しかいないというか、その者に貸すしかないという事情の中で、随意契約をせざるを得なかったということでございます。

【分科会長】 追加の答えですか。どうぞ。

【福本審議役】 緩衝緑地でございますが、まず大阪と福岡の大きな違いは、資料の31ページでございますが、大阪のほうは緑地整備を都市計画手法を用いまして第Ⅰ期、第Ⅱ期という元々の大きな計画の中の、第Ⅰ期事業がこういう結果に終わりましたというものでございます。それに対しまして32ページの福岡空港のほうにつきましては、現在のところ都市計画手法に基づいて緑地整備を行っているという現状にはございません。そういう中におきまして32ページの右側、つまり南側になりますけれども、こちらで既に緑の部分平成22年度までに緑地整備が終わっている

んですが、実はこの中に終わっていない、転々と民家がまだ残っている部分がございます。既に隣接等で移転補償が終わっている部分もあるんですけども、既にこの状態の中でいわゆる閉鎖的なフェンス付の緑地整備等々を行っておりますので、まだお住まいの方にとっては、コミュニティーの問題だとか防犯上の問題等々でそれ以上は、終わったところすべてを緑地化されるのはなかなか大変だというようなご意見があると。というところでございます。

もう一度大阪に戻りますが、大阪の場合は開放型といいますか、都市計画法に基づいて自治体さんとともに公園等を設けながらやっていると。それに対して福岡はまだ都市計画手法を、事業決定等を行っておりませんので、若干状況が違うというところがございます。

【委員】 ありがとうございます。そうしたら、ちょっとこれから外れるかもしれませんが、確かにああいう閉鎖型の場合はあまりやってほしくないという気持ちは非常によくわかりますが、今後は自治体と協議を重ねながら都市計画手法で、都市計画に基づいて開放型の方向に向かうとか、そういう協議とかはなさっていらっしゃるんですか。ちょっと外れてすみません。

【福本審議役】 そこまで議論が煮詰まっているとは、私自身も理解しておりません。今後のそのあたりはまだ、見えないところがございます。

【委員】 ありがとうございます。

【分科会長】 ありがとうございます。これは平成24年度においても「地域の実情に配慮しつつ、計画的に実施する」と、この地域の実情に配慮するというのは、今おっしゃったやりとりの中でどのような配慮と、計画的ということについては、中期目標達成の評価と次年度以降の計画策定に関連してきますので、今日でなくてもいいですけど、誠意ご検討いただきますことを、私どもとしてはお願いしておきたいと思います。

あと、理事長をはじめとした皆様方がいらっしゃるときに伺っておきたいことが幾つかあると思いますが、私のほうから伺うべきかどうか少し思案はしていたんですが、管理会計の活用を行う際に、部門別であるとか事業別の費用便益、費用対効果の分析を適切に行うというのが、平成23年度の計画にも入ってはいるんですが、18ページですね、これはいつもながら「費用対効果の分析を適切に行う」ということの難しさを感じているわけでありましてけれども、皆様方としては、この点についてはどのようにお考えになっていると理解してよろしいでしょうか。

【福本審議役】 先生がおっしゃるとおり、私自身もどう活用するかというところについて悩んでいる部分はございますが、まず一点、私どもの事業の中で収支管理という意味では、大きく移転補償、緑地という国からの受託事業、それに民家防音事業という補助事業、それに固有事業の3つが大きくございますけれども、そのうち基本的には受託事業である2つの事業と民家防音事業について、収支管理そのものはきちりやりますけれども、損益の出ない事業である。損益が出るという意味では再開発整備事業、固有事業と申しておりますが、ここに出てくるということござい

ます。その中で収支管理というのは、少なくとも損益が出ようが出まいが、収支としての管理をきっちりやります。ただ費用対効果という意味では、当然受託事業にあっても、少しでも事務費を下げる等々の努力は当然行わなければならないわけでございますが、損益という意味では固有事業で発生する損益について、同じく一般管理費を含めて努力をしているということでございます。ただ、その結果としての表し方、こういうふうに費用対効果が出ましたという表し方に、私ども自身が若干苦慮している部分はございます。

【分科会長】 この点も決して今の時点でお答えいただくことはないかと思うんですけど、ケーススタディーとして、借り受けが見込まれない施設、作業所を1件、施設除却の上、国有地を返還したと。この案件は、あくまで選択肢のありようとしては費用対効果の違う側面も出てくるわけで、この決定が結果として費用対効果が高いということをご説明いただけると、少しはその点に対してお答えできるのではないかと思うので、少しご検討いただけたら大変ありがたいと私は思います。

ほかにございますでしょうか。

【委員】 すみません、先ほどの随意契約のことでもう少しお伺いしたいんですけども。事業を拡大するに当たって隣接地も借りる必要があつて、それで随意契約しかなかったというふうなご説明だったかと思うんですけども、その隣接地というのはつまり民間の方がお持ちということですか。

【淡路理事長】 いや、私どもが既に貸し付けている事業者でございます。そこに隣接しているところでございます。

【委員】 その場所も、一緒に借りてもらうと。

【淡路理事長】 拡大したいというのか、規模を拡大したいと。私どもは更に貸したい、向こうは拡大したい、こういうやりとりの中でいろいろ協議をさせていただいたと。

【委員】 そうすると、それはつまり。

【淡路理事長】 私どもはその時点で貸す相手がそこしかなかったというか、借り手としてはそこしかなかったということですが、相手方が工事業者を選定する場合、なるべく複数の業者を選定して、見積もり合わせを取ってやってくださいとかいう指導はします。

【委員】 で、その場合はその方がお借りになるので、その方が事業を拡大する場合には、もうその方がお決めになったところで契約するということですか。

【淡路理事長】 いや、私どもの土地をお貸ししたわけですから、私どもがお貸しした隣の土地で既に事業をやっているということでございます。

【委員】 わかりました。

【委員】 建物を造って貸してあげるんですか。

【淡路理事長】 今回の場合はもちろん建物なんですけれど、その建物が向こうの事業の仕様に合わないといけないので、向こうの希望を取り入れた形の建物を造ったと。

【委員】 今まではどうなんですか。

【淡路理事長】 今までもそうでしょう。

【福本審議役】 若干補足させていただきます。私どもの再開発整備事業の施設は、私どもの所有物だということではあるんですが、実は過去いろいろ検討してまいりました。その中で委託方式、今回随意契約で6,000万円増えておりますのは、この委託方式を活用しておりますが、大阪におきましては平成15年1月から、福岡におきましては平成16年9月から、機構内では民活方式と申しているんですけれども、その効果目的につきましては事務の効率化、軽減、あるいは建設から賃貸期間開始までのリスク軽減、早期完成、早期賃貸開始というような目的をもって委託方式にしましょうと。ほとんどがそれ以降は委託方式をやっているんですが、つまり借り手さんのオーダーによって私どもが造り、初めから借り手さんのオーダーどおりにこちらが建設業務を委託してやりましょうというものでございます。今回の6,000万円の主なものにつきましては、増設の部分を相手方さんをお願いしたと。

ちなみに、この案件に限らず新規でやる場合には、いろいろな方式を今まで工夫しながらやっているんですが、例えばある場所に何社かが申し込みをされたときに、業種も業態も違いますけれども、業種そのものと建設の内容、どういうものを造るかということを含めて、いわゆるコンセッション方式で決める場合もございます。

【委員】 コンセッション方式って何ですか。

【福本審議役】 具体的には福岡の大井地区で、今は物販店が入っているんですけれども、その応募というのは実は当時2社ございました。その土地を借りて再開発をやりたいという者が2社ございまして、いろいろな要素を考慮した上で現在入っている者に決めたというような場合にも、相手方さんの建設を前提にして応募を求めたというやり方をやっております。

つまり、相手方さんが決まってから、私どもで要望を聞いて設計等をやっていると非常に時間がかかるということで、初めからそういうものをすべて向こうさんの提案、こういうことで造りますという提案を受けて決めるという場合も、過去は、すべてではございませんが、そういう例もございます。

ということで、結果的に随意契約と申しますけれども、私どもと借り手さんとの間での契約の種別としては随意契約と言わざるを得ないんですけれども、実際には金額をはじめとして、いろいろな競争性は取り入れてきております。特に1社のみのお申し込みであっても、今回は若干違ったんですが、相手方さんは複数の者から見積もり等をとって一番安いところに発注していただくという工夫は、そのたびにやっているということでございます。

【委員】 もうちょっと質問していいですか。

【分科会長】 ちょっと錯綜している課題というか。どうぞ。

【委員】 そうすると、向こうの要望を聞いてこちらが造ってあげるということは、向こうからはお金をもらうんですか。建設協力金のような形。

【福本審議役】 建設協力金の例はございますが、一般的に過去はすべて、私どもの資金調達によって造っております。

【委員】 そうすると、例えば途中で逃げられちゃったら困るわけですね。

【福本審議役】 はい。駐車場であれば10年、建物であれば20年というスパンで、いわゆる法規上定める耐用年数よりも短い期間でコストを回収する計算の上で、建物であれば20年貸すと。途中撤退というときには、違約金を徴収していると。

【委員】 損はないわけですね。

【福本審議役】 損がないように、工夫しております。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【分科会長】 端的にお答えいただけるとすれば、これ、随意契約になりがちな性格は、既に借用されていて、土地を更に拡張したいというケースであれば、これはもう対象者が1社しかない。そうするとこれはもう常に随意契約だという点では、改善の余地がないとお考えでしょうか。それとも、たとえそのような場合でも、先ほどちらっとおっしゃったように、業者に発注する場合には最少額の見積もりで工事をするといったような形で、適正さを担保する方法は幾つもある、だから形式的に随意契約だからいけないというのではなくて、費用便益的にはきちっと担保されているということを説明する方法があるなら、それはそうおっしゃっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【福本審議役】 説明の仕方が若干適切でなかった部分がございます。どんな場合にも、向こうさんにやっていただくとしても適正な価格かどうかというのは、向こうから資料をいただいて、私どもの計算に基づいて適正かどうかというのをまず最低限確認させていただいております。その中でできるだけ複数社の見積もりなり、入札という形なり、どちらにしても複数社からの金額提示を求めるように、できるだけ努力しております。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 またこういうことをすると時間が延びてよくないのかもわかりませんが、今の契約の件ですけれども、例えばPFI等で民間提案型のものがあつたときには、こういう提案があるけれどもほかの事業者の方やりませんかというふうな、そういう公告はよくやりますよね。今回隣の土地を使いたいんだというお申し出があつたときに、その土地に関してどなたかご希望の方は

いますかみたいな、そういうことが例えばホームページに掲載されていると、随分透明性についての印象が違うと思うんですけれども。やっておられますよね、やっていない。

【淡路理事長】　今回はやっていないね。

【福本審議役】　今回の件につきましては、具体的には申しわけございません、ちょっと把握しておりませんが、一般的に私どもの事業につきましては、土地はすべて国の土地を借りるわけですが、現在少なくとも国が貸す場合には、私どもを含めてホームページ等でオープンにして募っているということでございます。

【委員】　そうですか。じゃあ、それはもう担保されていて、透明性上は問題ないということですよ。はい、ありがとうございました。

【委員】　いや、今回もやったんですか。

【分科会長】　公表されていますか、ウェブサイトで。

【委員】　国有地だからその手順でやっているんじゃないですか。

【淡路理事長】　確認してみます。はい。

【委員】　ちょっとご確認いただきたいと思いますし、今回は問題ないと思いますけれども、同様のケースがあった場合にはそのような手順を踏まれたほうが、更にいいのかなと思います。

【委員】　すみません、確認です。今、国の土地を借りるとおっしゃったのは、うちが土地を持っているわけではなくて、ここで何かやりたい人がいたので、その分だけ土地を借りてきて、建物を当法人が建てて貸すということですか。

【福本審議役】　私ども機構が行っている再開発整備事業というのは、2種区域にある移転補償跡地の活用という意味合いがございます。従いまして、すべて国有地を借り受けて事業を行っている。

【委員】　わかりました。じゃあ、こちらが持っていて借り手がいないとかいうのは、建物があるとおっしゃっていましたが、使っていない建物があつてという、それはいわゆる借り手がもう撤退しちゃったということですよ。

【福本審議役】　そういうことでございます。

【委員】　でも先ほどのお話だと、お金は違約金で回収済みだから、どのようにしてもいいような感じのものなんですか。

【福本審議役】　いや、とんでもございません。違約金といっても、早ければ全額回収できませんので、少なくとも次の借り手を募集いたします。それでもだめな場合、最終的には減損処理するところまで行く場合はございますが、少なくともそれまでは努力するということでございます。次の借り手さんを探すということでございます。

【委員】　国の土地を借りるのに賃料が発生するんですか。

【福本審議役】 はい、いたします。

【委員】 そうすると、使っていない間も発生するんですか。賃料をもらえていない間も発生するんですか。

【福本審議役】 そういうことです。

【委員】 それは大変ですね。

【分科会長】 ありがとうございます。

ちょっと時間的に厳しくなってきましたので、この後は分科会としての評定に移りたいと思います。法人の皆様方、退室をお願いしたいと思います。

そんなに時間がとれないんですが、二、三分休憩をして、その後大急ぎで、15時16分ぐらいから再開いたします。私どもとしての評定をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(機構 退室)

【分科会長】 それでは少し時間がタイトになっておりますので、この後できますれば、分科会長試案というものを作成しましたが、この背景としては、各委員の皆様方の評定と理由がございますので、その理由をご覧いただきながら、この評定を一つ一つ確定をしまいたいと思います。

その際に、先ほど来私のほうから申し上げているように、平成23年度はもう平成24年度の一つ手前でもある、平成24年度はもう既に4カ月が過ぎようとしていると、こういう時点でございますので、各年度の評価調書集計表をご覧になりながら、今年の平成23年度の評定を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは順番にさっと思行きますが、特に問題のあるところを中心に、意見が分散しているところを中心にご審議を願いたいと思います。

まず第1点、組織運営の効率化ということですね。この点につきましては、大方の委員の方はAという形で評定をなさっておられます。先ほど来の意見交換の中でも、大阪事業本部を新関西に統合したということもございまして、その過程で機構にとっては予定外ということであろうかと思いますが、業務が発生する中で、組織運営については例年にも増して努力されたということもあって、S評価をおつけの方もお1人いらっしゃるわけですが、全体として内部評価は高い評価であったということがありまして、この点、どちらにいたしましようかということでございます。いかがでしょうか。

【委員】 私、やはりここでいろいろ読みまして、すぐれた実施状況だったということにしたんですけど、それはいろいろな予定外のこともあり、その中で相当努力されたと、数的に結果も出ているなどということでそうしたんですけども。それで先ほど質問もちょっとさせていただきまして、なかなかこの評価は難しいなど。それでSという評価について、昨年なり一昨年から

言われていることというのも理解した中で、悩んでこうやったんですけども、ほかの委員さんの評価もいろいろ見させていただく中で、チェンジ・マイ・マインドじゃないんですけども、Aでいいのかなというふうに思います。そういうふうに変えさせていただきたいと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。そうしましたら、大阪空港事業本部における事業量、事業進捗及び効率化を踏まえて、実態として用地補償課と緑地造成課を統合し、3名の定員削減、あるいは福岡空港事業本部においては、退任した役員1名の補充を行わなかったと。こういったことも含め事業統合を、機構内部でのワーキンググループ等々の対応を行いながら円滑な継承への取り組みを行ったという点で、着実な実施状況にあるという点でのA評価ということで、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

そうしましたら、この点を一つクリアいたしますと、あと幾つかの点は、私どもとしては内部評価も見、そして個々の評価も見た上で、多くは委員間の意見が一致しておりますので、順番にまいりたいと思います。

人材の活用という点につきましては、年齢が1歳上がったという点がございましたが、この点はどうか。皆様方はA評価と。

【委員】 全員。

【分科会長】 全員、A評価ですね。意見にもありますように、どうしてもベテランであるとか、統合に対応する業務の円滑な進行からしますと、必要な人が活用されるということで、その点で我々としては着実な実施状況にあるというふうに考えたいと思っております。特に1歳上がったという点については、人事交流を必要最小限にとどめたことにより、職員の入れかわりが少なかったということで、異動しなければ職員の年齢は上がるということからすれば、この程度のことについては、先ほど来言っていますような着実な実施状況にあるという決定を覆すほどではないと、こういう判断に分科会長試案としてはなっておりますが、この点よろしゅうございますか。ありがとうございます。

続きまして、業務運営の効率化の、事業費の抑制です。この点は大幅な達成でございますので、全員がAでもありますので、この点、着実な実施状況という形に決めさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

続きまして、一般管理費の抑制。この点についても目標達成で28%弱になってございますので、着実な実施状況とさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

続いて、連絡協議会の開催というのがございました。この点、先ほども意見交換を〇〇委員のほうでなされましたが、この点いかがでしょうか。

【委員】 私、Bをつけていますけれど、Aでも結構です。

【分科会長】 では、全体としては着実な実施状況にあるという形にさせていただきます。

続きまして、広報活動の充実であります。この点についてもいわゆるホームページへのアクセス数であるとか、その点での観察可能な指標についての評価も上がっておりますので、着実な実施状況にあるとさせていただきますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

続きまして、内部統制、ガバナンスの点が数点ございます。まず第1番、役職員の人事評価でございますが、業務執行のインセンティブの向上を図る制度になっているということ、及び勤勉手当の業績評価も着実に進んでいますので、着実な実施状況にあると判断したいと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

続きまして、国民の意見募集でございますが、この点は少し意見が分かれてございまして、意見募集を行うという試みの側から見た場合には適切な、着実な実施状況なんです。それに対する国民側の意見がパフォーマンスで出てきているかということになると、ちょっと不十分ではないかという意見と分かれておまして、この点は意見が分かれているということもありますのでご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。私のほうは、この程度に分かれる場合には、厳し目の意見ということでBのほうにさせてはいただいているんですけど、いかがでしょうか。

【委員】 実のところ、意見なんか求めていないんじゃないですか。

【分科会長】 求めていない。

【委員】 うん。求めなきゃいけないということになっているから、パフォーマンスをしているだけで。

【分科会長】 厳しく言えば……。国民という表現と、非常に関係の深いと思われる周辺の市民という場合と、ちょっと意見は違うと思うんですけど、国民の意見を広く募集するというのは、政府全体としていわばすべてのことでもあるし、また独立行政法人全体として進めているところもございますので、意義はあるし、それに従って必要な手続は行っていると思うんですが、実績がないという点では、確かに実績はないですね。

【委員】 私、事前説明のときにいろいろお伺いしたんですけど、この独立行政法人は、やはり国民全体に関連する団体ではないので、元々移転補償とか、つまり対象区域内に入っている人たちしか関係していない団体なので、そこに国民の意見を募集するというこの項目自体の一つは無理があると思いますし、それから、じゃあ、関連している方からはどういう意見があるのかということをお伺いしたら、ホームページからは確かにないと。ただ、電話とかいうものはかなりかかってきていて、それは個別には対応していると。で、そこでいろいろ意見も言われるという、そういうことをお伺いしましたので、それで計画とはちょっとずれてはいるんですけども、まあ、Aでいいんじゃないかと私は思って、Aにいたしました。

【委員】 これって公表されているんですか、どこかで。こういう意見をいただきました、こ

ういうふうに反映いたしましたとか。「貴重なご意見ありがとうございました」と書いてあると思うんですが、多分。

【委員】 ないんじゃないですかね。

【分科会長】 そうですね。

【事務局】 結果を公表するシステムはないです。

【委員】 年度計画が「ホームページにより」ということは、最初からあまり当てにしていな
いというふうに見えるんですけどね。

【分科会長】 そうですね。

【事務局】 今、〇〇委員からご指摘があったとおり、質問等は結構来るんですね。具体的にど
うすれば移転補償をしてくれるかとか、民家の防音工事はどうすればいいのとか、具体の質問は結
構来るんですけども、この機構をどうしたらいいかというような意見という意味においては、正
直なかなかないという。

【委員】 そういうのも、ホームページで書くようなものでもないんじゃないですか。

【分科会長】 そうですね。どうでしょう、これ、着実なというのは、我々の見識でもあるの
で、これは着実だという判断にするわけですから、取り組みの仕方に関して工夫が必要だ、どんな
工夫が必要だということを、私どもはコンサルティング、アドバイスする必要があるという話でも
ないですよ、たしか我々自身も。だからその役割からすれば、国民の意見募集を行い、業務運
営に適切に反映させると中期計画及び平成20年度計画に書いてあれば、それとの対応でどうなん
だろうというのを見るのが、一番スマートなやり方ですね。

その点から見ると「住民等からの意見を募り」というのが、もし電話で受けたとしたら、募って
それを業務運営に適切に反映したということがわかるように、また情報を返すというところがあっ
てほしいなという感じはしますよね。

【委員】 このホームページには、例えばホームページに書くだけじゃなくて、例えば電話番号
とファックス番号が書いてあって、こちらでもどうぞみたいな誘導はしているんですか。

【事務局】 機構の電話番号は載っています。

【委員】 そのホームページの意見募集のところに、ホームページだけでなく電話でもフ
ァックスでもいいですよみたいなことは、書いてあるのかしら。

【分科会長】 なるほど。それは事実関係ね。

【委員】 もし書いてあれば。

【分科会長】 ちょっと聞いてもらえますか。それは彼ら自身が、ホームページを設計した人も
いるでしょうし。

【委員】 「ホームページにより」と書いてあるのを、ホームページへのアクセスだけじゃな

くて、ここに行けば電話番号とか書いてあるのだったら、それは非常に努力していることにもなると思うんですけど。ただホームページで、ここにメールをこうしなさい、あなたはだれ、書きなさいみたいなことだったら、そんな面倒くさいことをやる人はあまりいないんじゃないかと思えますね。

【滝川課長】 ホームページに当然電話番号もあるんですけども、この意見募集のところは別途、そこをクリックすると様式が出てくるんですよ。

【委員】 そうですね。

【滝川課長】 で、電子上できるようになっていて。

【委員】 何か書いているうちに面倒くさくなって、電話しなくなっちゃう人っていうのは絶対いると思うんですよ。まじめな人ほど。

【委員】 あるいは機構そのものをどうするかという意見じゃなくて、先ほどのように例えば私が対象になりますかとか、あるいはどういう手続をしたらいいんですかとか、多分そういうほうがすごく多いと思うんですけども、そうしたときに、例えばそういう質問が多かったことについて、こういう形で書類を集めてもらえるといいんですよとか、あるいはこういう手続になっていますので、こういうふうにしてくださいとか、そういう意見を受けて改善みたいなことをやっているんでしょうか。それも、聞かないとわからないか。

もしそれをやっているとすれば、業務に関して適切に反映させていると言えると思うんですよ。こういう意見がありましたとかわざわざ結果を出さなくても、そういう意見を受けてわかりやすい追加版みたいなものを出したり、ホームページを改善したり、というふうなことをやっているのだったら、あるいはパンフレットをちょっと変えてみるとか、ということをやっているのだったら、オーケーかなと思いますけど。ちょっと今、一緒に聞いてもらえばよかったですね。

【分科会長】 そうですね。

その上の7番の広報活動の充実というところは、さまざまな情報提供をするのでアクセスも年間3万回ございますと、当然ながら民家防音工事助成に関する情報も、媒体としては、他の媒体も含めてホームページ以外のものも活用して進めていますということ、この点はAだったわけですね。ところが国民の意見募集というこの部分は、「ホームページにより」と非常に明確に書いてあるんですよ。だから、平成23年度計画がこういうふうに限定してあれば、そうですと評価するしか、しようがなくなっちゃうんですよ。

【委員】 しようがないですよ。

【分科会長】 しようがないですよ。中期計画はそうじゃない、「国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる」と。だけど、この反映させるというアウトカム、パフォーマンスを全体としてやるべきだという点になると、これはまたちょっと、我々が検討している範囲内から少し

高いレベルになりますので、その点を勘案しながら、しかしこの件の提案が事実上ゼロだったということは、ちょっと改善すべき点があるというふうに言っていかなという感じがしますが。この点よろしいでしょうか。Aでもいいという意見の方もいらっしゃるんですけど。

【事務局】 先ほどのご質問ですけれども、基本的に意見募集はメールで受けるようになっておりまして、その画面に電話、ファックス等でもご意見を承りますというような記載はございません。

【分科会長】 だからホームページ、メールという形式になれた方で、ご意見等いただける可能性をもっと高めておけばいいという点からいうと、これ、平成24年度ももうこんな時期になっていきますけれど。

【委員】 そうすると、メールが使えない人は国民じゃないんですよ。

【分科会長】 そうなっちゃうよね。だから計画そのものがちょっとまずいです。

【委員】 まずいですね、これは。

【分科会長】 これ、平成24年度の計画案を策定しちゃっているからね。

【委員】 メール難民ですよ。

【分科会長】 ただし、それはそうとして、中期計画そのものは、全体として必ずしもホームページ、メールというふうに限定していないので、この点の評価を中期計画全体としていただくことにしたいと思いますが、そのことでとりあえず平成23年度計画に関しては改善の余地があるということで、Bということでもよろしゅうございますか。じゃあ、そうさせていただきます。これはちょっと中期のことで計画を立ててくださいと申し上げましょう。

次、11番に入りますが、④職員の資質の向上でございますが、この点はすべての方がAでございます。外部講師による研修等を5回実施されていることもあり、専門的な知識の向上を図っており、着実な実施状況にあると判断したいと思います。よろしゅうございますか。

それでは続きまして、内部評価委員会の開催ということですが、年に2回開催され、内部での評価を行った上、平成24年度計画に評価内容の活用、反映を行っているということもございますので、着実な実施状況ということでAとさせていただきますが。ありがとうございます。

続きまして、積極的な情報公開。これが先ほどの、業務実施評価及び財務諸表等もすべてホームページに公開しているということで、情報公開という側面だけを見れば、確かに適切かつ着実な実施状況にあると考えますが、よろしゅうございますか。

続きまして、管理会計の活用でございます。この点は全員がAなんですけど、先ほど来ちょっと意見がありましたように、委員の中からも、管理会計の活用をしながら効果があらわれているという形で、もう少し明確にされたらどうだろうという、どちらかというアドバイス的な表現と、逆に言うと費用対効果の分析が説明されていないという、やや課題を表明された意見が混在していますが、〇〇委員、これはいかがでしょうか。

【委員】 先ほどご質問された先生がいらっしゃったんですけれど、分析しているんだったら、ここに報告をしてくださってもいいのかなど。しているよと言われると、じゃあ、どういう分析をして、どういうことがわかったのかというのは、この業務実績報告書は私どもに対する報告なので、それはぜひアピールするところではないかと思うんですね。

【分科会長】 なるほど。それでは、Aという点はよろしゅうございますか。

【委員】 AはAでいいんですが。

【分科会長】 いいけれども、そういう費用便益の評価をなさっておられたら、ぜひ提供してくださいと、こういうことですね。ありがとうございました。

では続きまして、セグメント情報の開示ということですが、これも特に皆さん方で違いはございませんが。事業ごとの管理を行ったということですね。よろしゅうございますか。ありがとうございました。ではAとさせていただきます。

この一連のシリーズの最後でございますが、事後評価のあり方。この点も特に、事後評価で問題はないと思いますので、着実な実施状況にあるということにしたいと思います。

続きまして、先ほどちょっと意見が交換されました随意契約の見直しですが、私も実は、十分議論したとは思いますが、他の独立行政法人と遜色はないというご意見、適切である、着実であるということを皆さん方もおっしゃっていただいています。結果的には随意契約の部分が、6,000万円という価格も含めて若干増えた意義、背景、それに伴う契約及び事業の構成、公平という手続については、概ねとられているというように私どもとしては判断したということで、随意契約の見直しに関する、若干の額が増えたことに対する考え方を入れまして、平成20年、21年、22年とSでずっとまいりましたが、平成22年度は結果として、私どもSとつけたはずですが、逆に言うと政独委のほうからそれではまずいということで問題指摘を受けましたので、Aに変えました。今年もAということで着実ということにさせていただきますが、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。では、これはAにさせていただきます。

めくっていただきまして、集計表の17番、業務の確実な実施の部分の、再開発整備事業ですね。これは適切であるということではありますが、この点は皆様方Aでございますので、よろしゅうございますか。先ほどちょっとございました、借り受けが見込まれない施設1件を施設除却の上、国有地に返還し、その他の施設については賃貸していただく、借り受けの継続に努力するなど、着実に実施しているということですね。それから廃止されない4件については、新関西国際空港株式会社に承継すると。これはもう承継済みなので、その点では着実な実施状況にあるという評価を下したいと思いますが、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

続きまして、民家防音工事補助事業ですが、この点についてはいかがでしょうか。着実に必要な費用の低減も行い、そして制度改革をした平成22年度に導入した空調機器更新工事の定額制、こ

れがその後も的確に進められているということで、着実な実施状況と判断したいと思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

続きまして、移転補償事業です。これは大阪空港周辺で、1月に申請が出て3月に駆け込みでとにかく実施したというのが1件ございましたが、それも含めて全体としては、適切、着実に実施されていると判断してよろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

ちょっと難しいのは次ですね、大阪空港周辺の緑地整備であります。この点については、概ね着実と言っていいのかどうか、もう少し厳しい意見もあるかもしれないですが、全員が一応概ね着実ということで、事業全体としては困難な中でわずかに0.4ヘクタールのみ残し、97%達成したというのは、概ね着実ではないかという評価をいただいておりますが、概ねということでよろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。では、Bということにさせていただきます。

それから福岡空港ですが、この点は、買収済みについては0.3ヘクタール造成・植栽をしたが、確かに緑地造成をする案件がなければ、これは都市計画制度ではないので、緑地整備はできないわけですので。いかがでしょうか、〇〇委員。

【委員】 これ、終わりが見えないんですよ、全然。

【分科会長】 そうなんです。先ほど来出ている課題ではあるんですね。

【委員】 この法人はこの後福岡だけで、いつ終わるかわからないものをだらだらやり続けていていいのかというのは、ちょっと思いますね。もっとバシッとやる方法はないのかなど。

【分科会長】 先ほど来ちょっとご意見が出ていることでもあって、特に今もう既に平成24年の7月ですから、来年、25年3月末をもってこの中期計画を終了して、次の中期計画で福岡空港周辺を対象とした5年計画を立てるのかどうかという議論になるわけですけど、そこにどういうふうに反映するか、これがなかなか大変。どういう議論の立て方をしたらいいのか。もともと立て方の順番も、必ずしも明確ではない。だけど期限はだんだんと迫ってくる。で、もしかしたら、着実に作業は進めないといけない事務局がいらっしやると。これは事務局が一番悩まれるわけです。非常に大変だなと。

その中で、着実ではないが、概ねなのか、着実なというAにしておくのかということとちょっと、一応4人は着実になっているんですが、伺っていると、これは着実にしておいていいのかどうか、やや心配なところがあるんですが、この辺どうですか。安河内委員、いかがですか。

【委員】 そうですね。平成23年度計画についていえば、達成できているというふうに言えると思うんですね。

【分科会長】 だから対象なんですね。

【委員】 そうなんです。ただ、中期計画そのものがもう、大阪に比べてすごくあいまいです。ですから、先ほど先が見えないとかいうお話がありましたけれど、未整備が38ヘクタール

もまだあって、そのうち0.3ヘクタール？とか、そういうレベルだと思うんですね。ただ、計画はそうなっているので、平成23年度の計画は達成しているということになるので、すごく評価としては難しいところだろうと思います。

【分科会長】 そうですね。

【委員】 前も問題になったと思うんですけど、年度計画が達成できているのか、それとも中期計画の達成に向けてどの程度貢献できているのか、何かそういう議論が前にも出ていたと思うんですけど。

【分科会長】 ありました。

【委員】 年度計画って、私たちの評価の対象になっているんですけど。計画そのもの。

【分科会長】 計画の立て方ですか。

【委員】 はい。

【分科会長】 そこはちょっと正確に、年度計画を私たちが、これでいいとか悪いとかいうことを言う機会って、ないですよ。

【事務局】 年度計画は、毎年機構からの届け出でございまして、審査していただくシステムにはなっておりません。ただ、それはあくまで5年間の中期目標を実現するための計画でございまして、大きな意味では中期計画を達成するために今年何をやらなければいけないのか、ということにはなっております。

【委員】 この中期計画からこの平成23年度計画がどうやって導き出されてきているのか、私には読めません。

【分科会長】 ですね。まあ、ですからこれ、非常に微妙な言い方をしますと、平成23年度計画はAで、平成24年度の計画はもう既にあるわけですから、それもこういう書き方でしょう。違うの。

【事務局】 緑地整備の事業は国の委託事業になりますので、機構が独自にこういうことをやろう、ああいうことをやろうというものでは決してなくて、国の予算の範囲内というシステムに実はなってしまうものですから、国の政策として、今対象の55ヘクタールをすべて緑地にするというにも正直なっておりませんので、先ほども申しましたが、地元が希望される部分について緑化していくという事業の仕方にしかありません。

【分科会長】 そうですね。今おっしゃった希望するところからというのは、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針という中に書いてあるんですよ。

【事務局】 その何ヘクタールというのはございませぬ。といいますのは、今の福岡の場合、大部分が閉鎖型の緑地整備になっておりまして、実はあれがあまり評判がよくないんです。ただ、それにかわる、先ほどあった都市計画に基づく都市緑地であるとか。

【分科会長】 指定できないわけね。

【事務局】 また、そういうことにもなっておりませんので、現段階では、地元が希望するところから緑地事業を行っていくという。

【委員】 じゃあ、地元の希望をどんどん、意見を取り入れているのでしょうか。例えば順番待ちになっているとか、ここはしなくていいというふうに言われたので、国にここはやらなくていいと言われたんですよというような話をしているとか、待ちの姿勢になっていないですよ。

【分科会長】 なかなか難しいところだよ、これ。

【委員】 平成23年度計画を実施しているというだけだったらAですけど、その計画自体の評価をこちらがしていない以上、私は国語は3をとりますと言われて、3じゃなくて4をとるように努力しろよというようなことは、やはりこちらとしては言ったほうがいいのではないかと思うんですけど。目標が低過ぎませんか、これって。

【委員】 予算的にはこんなものなんですか。ということですか。

【事務局】 おおもとの中期目標、中期計画も、具体的に何ヘクタール行くとか、そういうふうになっていないものですから、年度計画もその規模感がないというか。ですから、やらなくてはいけない事業をきちっとやっていくという以上のものは、正直ないです。

【委員】 それだったら、やらなければいけない事業というのも何だかがはっきりしないじゃないですか。

【分科会長】 そうですね。

【委員】 やらなければいけないことをしっかりやるといっても、そのやらなければいけないことがはっきりしなかったら、まあ、やれるところからぼちぼちやっていこうか、みたいな話だと、ちょっとつまらないのではないですか。

【委員】 これはだからあれですよ、計画に基づいて、例えば平成24年度も0.3ヘクタールという計画を立てていたら、その予算しか申請していないということですよ。

【事務局】 逆に言うと年度計画というのは、予算の範囲内でしか計画を立てていないんです。予算のほうが先にありますので。

【委員】 国がこれだけ事業を出すからということですか。

【分科会長】 なかなか厳しいところではありますが。

【委員】 何ていうのかな、やる気あるのかな。

【委員】 機構のやる気の問題ではなくて、国の方針ですよ。だからこういうことに対しては、機構としては国から委託を受けてやっていることを粛々とやるというのが、そもそも基本的スタンスで。

【滝川課長】 機構の立場に立てばそういうことになると思います。

【委員】 だからいろいろな連絡協議会の中で、こういうことをもっと頑張ってやりませんかとか、そういうことは、話題としては提供できるでしょうけれども、国にこうすべきだ、ああすべきだという立場には、そもそもないですよ。

【滝川課長】 ないですね。

【委員】 そうすると独立行政法人の自主性というものは、全く失われているわけですよ。この大阪がなくなるというのはありますけれど。

【滝川課長】 全く失われているということでもないと思いますが、緑地整備についていえば、それぞれ各年度の予算の範囲内でやるべきことを着実にやっていただくのが、機構の役割です。

【委員】 ですよ。でも、もう平成24年度になったら、福岡の周辺の緑地整備だけが事業として残っているわけですよ。

【分科会長】 この緑地整備でいけばね。

【滝川課長】 まあ、ほかの事業もございますけれどね。再開発もございますし。

【委員】 再開発とか、民家防音とか。いっぱいありますね。

【委員】 それは福岡もやっているんですか。

【滝川課長】 もちろん。もちろんやっております。

【委員】 これだけじゃないですよ。これはごく一部だと思いますよ。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 それでは、いろいろな意見交換を行いました。福岡周辺の緑地整備に関しては、平成23年度計画がこのようであったということ、すなわち空港周辺の緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ推進するものとし、買取済みの土地0.3ヘクタールについて造成・植栽を実施すると、こういうことをございましたので、この点に関しては実施して、適切かつ着実な実施状況であるというふうに判断をしたい。ただ、中期計画に掲げた緑地整備に関する基本方針、周辺緑地整備の中期基本方針を踏まえて着実に推進するという部分につきましては、ぜひ平成24年度の業務実績の評価の中で、5年間のトータルでご判断を、その時点でいただきたい。よろしゅうございますか。では、Aということにさせていただきます。

続きまして、空港と周辺地域の共生ということですが、掲げていることはこのとおりだと思いますし、ある種の外部の見学の方を含めて、きちっとそういう機会を提供しているということがなされておりますので、この点も着実な実施状況にあるという形にさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、予算、収支計画及び資金計画でございますが、この点はAでございますが、特に問題はないように思うんですが、〇〇委員、いかがでしょうか。

【委員】 これは事前説明のときにも申し上げたんですけど、予算と実績は対比方式で説明

資料を作るべきだと思います。

【分科会長】 予算と決算を。

【委員】 はい。予算は予算だけ並べて、決算は決算だけ並べていると、予算、決算を出している意味がほとんどないです。予算に対して決算の額を出す必要があるんですけど、これを出さない理由を逆にお聞きしたいところです。出たくないのかなとか思って。

【分科会長】 どうでしょうか、この点は。

【事務局】 ご指摘を踏まえまして、業務実績報告書の36ページ、事前説明のときには予算と決算を別の紙で作っていたんですが、現在、36ページで予算と決算を並べて増減額を書いております。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【分科会長】 はい、計画と実績と書いていただいたんですね。増減も載せていますね、ありがとうございます。改善をされたということで、じゃあ、この点はAということにさせていただきます。続きまして、人事に関する案件でございますが、特に給与水準であります、この点はまあ、着実に実施されているというご判断の方と、結果を見た限りで悪化しているということが挙げられた以上、適切で着実に進んでいるとは言いがたいという方が分かれているようでございますが、この点は〇〇委員、いかがでしょうか。

【委員】 先ほども、東京からの出向者が常にいるわけだから、100より常に多くなるというようなご意見がありましたけれども、確かにそのとおりなんです、つまり今年は人事交流をあまりしなかったがゆえに、特にこういうふうなラスパイレス指数が非常に上がってしまっていて、やはり109.9というのは、そういう説明をしても納得していただけるような数値なのかということ、やはり問題だろうと思うんですね。それで私はBにしました。

最初のほうの人材の活用をAにしたかわりに、こちらでBにしてしまいましたけれど、というか、こちらをBにしたので向こうをAにしたという感じですね。

【分科会長】 人材は適切な能力、経験ということで年々上がったこと自体を問題にしなかったが、結果として給与水準に関して悪化したのは事実だと。この点をAというわけにいかないだろうと、こういうご意見ですね。

【委員】 そうですね。それに、やはりこれは毎年毎年言われていることで、それがやはり109.9というのは上がり過ぎなのではないかというふうに思いましたので、それで。

【分科会長】 これは独立行政法人評価委員会というか、総務省の委員会等で同じような議論がなされる可能性はあるんですか。各法人を横目でらんで改善度合いを見たときに、例えば運悪く当法人がワースト3位であるとか、そんなことはあり得るんですか。

【事務局】 このラスパイレスでいえば、独法評価委員会でも当然審査していただいているんで

すけれども、政府として給与水準の公表ということで、各独法すべて公表しているところがございます。その中で、機構の109.9が高いかといえば、正直低いところもありますし、もっと110を超えているところもあります、というのが現状です。

【分科会長】 あるいは、先ほど意見が出ておりましたけれど、地域手当の格差を補てんするというのは、共通的にどの独法もやっていると見ていいんですか。そこはちょっと気になったんですけど、こちらに聞く案件ではなかったの、私は聞かなかったんですが。

【事務局】 給与の制度として、高い地域手当をもらっているところから低い地域手当のところへ異動したときには、1年間は10割、2年目は8割補てんするという制度は、国家公務員も各独法も共通のものでございます。ただ、人事をどうするかというのは、それぞれ独法ごとの事情があると思うので。

【分科会長】 それがあるから、更に来ていただく方を減らすとか、そんなことに波及する案件ではないですよ、基本的に。意思決定の上位、下位関係は別ですものね。むしろ国全体の問題だよ。

【委員】 地域手当というのは、その地域で必要なお金ですよ。だから高いところから低いところへ行ったときに補てんする意味が、全然わかりません。

【分科会長】 そうですね。国民目線でいくと。

【委員】 そう、国民目線で言うと。

【分科会長】 全然別のところで議論していただかないと。

【委員】 低いところへ行って高いところのもらっていたら、丸得じゃないですか、そんなの。

【分科会長】 普通はね。だから8割とか何か補てんの部分は、どこかで決まったんでしょうけれど。

【委員】 国家公務員全体ですものね。

【分科会長】 だから国家公務員全体の話こそ、政独委とか偉い先生方のところで決めてもらいたらい。こういう末端で言われたって、どうもならない。

【委員】 低いところから高いところへ行って補てんするのはもちろんですけど、高いところから低いところへ行ったら、低いほうでいいんじゃないかと思うんですけどね。税金を払う身からすると。

【分科会長】 まあ、そうですね。だからそれは、そんなこと言ったら全体の国交省の委員会で物言わなければならない。そんなことだけで委員会の主たる内容にすることではないので、まあ、難しいところだと思いますけれど。

【委員】 そういふのなかったでしたっけ、国家公務員の給料を考える委員会みたいなものって。

【分科会長】　　そういうのは、そちらのほうでやってもらう。

ということもあるので、AかBかといったら、どうしますか。今年はかなり改善されるよね、大阪がなくなったから。

【事務局】　　今、分科会長試案の意見のところに書かせていただいておりますけれども、今回その106.6から109.9に上がったというのは、ここに書いてありますとおり56歳以上59歳までの方のラスパイレスが高いと。この方たちは役付の方なものですから、この56歳以上がおられなければ、この20人中3人を除けば106.8と例年どおりと。その106.8というところが、おそらく異動保障の話なんだとは思いますが。

【分科会長】　　なるほど。そうなんでしょうね。ただ、そこまで説明して、ちょっと表現はあれですけど、言いわけっぽい説明を重ねてAにしておく必要はあるのかと言われると、なかなか。Bでもいいんじゃないかという議論もあるんですけど。というのは、ラスパイレスの数字だけが極めて、評価ポイントになっちゃうものですから。

【委員】　　先ほど、110を超えているところもありますとかおっしゃっていたけれど、そういうところはどのぐらいあるんですか。あるいは100を切っているところもありますとおっしゃっていたんですけど、そういうところはどのような努力をなさっているんですか。

【事務局】　　傾向とすると、国の機関から独立行政法人になった独法と、元々特殊法人から独立行政法人になった、この2種類が大きく分けてございます。その国の機関から独立行政法人になったところは、もともとが国の職員ですから、そこは正直言ってあまり高くないですね。あと、特殊法人という全く違うシステムで動いていたところで同じように独立行政法人になったところは、正直言ってやや高い傾向があるのかなとは思われます。年代構成等によるかもしれませんが、100を切っている独法もございます。

【滝川課長】　　独法の話でなくて、私、まだ給与指導という言葉が使われているときに、地方公務員の給与問題でこのラスパイレスは、もちろんずっと使ってきているわけですけど、マクロの見方とミクロの見方がありまして、もちろんオール地方公務員、あるいは都道府県、市町村、政令都市と、こういうときに大きいのは当然母数が大きいわけですから、水準の高さもしくは制度の問題点が、そのまま数字に出てくると思って間違いないわけですね。小規模団体のときに難しいのは、我々はどちらかというところと不正常な問題を発見するツールとして使うのがいいであろうと。もちろん人数が多ければ当然、ほぼ水準と制度がこの数字に出てくるんですけども、昔であると、公表していない闇何とかと言われるようなたぐいのもの、不自然にラスパイレスが高いとか、上がったときに、それを分析していくことによって、隠されているものをあぶり出すとか、そういう使い方はよくいたしました。ですから個別団体を見るときには、そこはちょっと気をつけてみないと難しいところもあります。ただマクロとしてとか、あるいは非常に規模の、職員数が多くて、国ときちっ

とある程度比例しているような形のところであると、これは個別要因では普通は説明ができないので、それはまさに給与水準が高いか、何かを隠しているかということなんだと。というのが、普通の使い方でした。

もちろんこれは非常にわかりやすい数字ですので、まずそこに着目をして議論するというのは正しいと思うんですけども、問題は今回この3.3上がったことを受けて、機構がどういう説明を今日して、あるいは事前にして、それを受けて先生方からどういうご議論があったかということが、本来のラスパイレースからいうと重要な部分になるわけです。

ただ、もちろん分科会長のお立場からして、そうなんだけど高いと目立つじゃないというあれもあるかもしれませんし、先ほど佐藤が申し上げたのは、もしかしたらそれほど、こうやっていいのかわかりませんが、出るところに出ると、単体で見ると目立つ数字ではないのかもしれませんが、あるの見方も、あるのかもしれません。そこはまさにご議論を踏まえた先生方のご判断だと思います。

【委員】 じゃあ、Bをつけましょうよ、せつかくですから。

【分科会長】 年度としてBであっても、平成24年度はかなり改善され、そして最終のラスパイレースを含めて中期計画の評定ということになるでしょうから、全体としては多分Aになると思うんですけど、ただ平成23年度に関しては、実態側面としては悪かったと。ただし、20名のうちの3名ぐらいが50数歳の方々と、お仕事をさせていただくために残っていただいたと。こういうことなんだということですね。これを〇〇委員は厳し目のご発言をいただいたんですが、どうですか、ほかの方は。

【委員】 さっき申しましたけれど、機構の努力によって改善できる部分とそうでない部分があって、それであるにもかかわらず改善せよというふうになると、人事計画にひずみが出ることを私は最大限恐れるわけです。そういうことは本当に大丈夫なんですか。いろいろなところへ行って交渉するのに適切な年齢とか待遇の方が、この人が1人いると上がるから、もうちょっと若目でいいんじゃないのといったら、地域連絡もちゃんとできないとか、地域交渉もちゃんとできないとか、そういうことがあり得るのか、ないのか、その判断にかかっていると思うんです。それがなければ、どんどんどんどん若い人で安い人を雇えばいいんですけどね。それをこういう、僕はラスパイレース指数の定義式をちゃんと知りませんが、ちょっと何か変なような感じもするので、ほんとうに目くらましを立てる必要があるのかというのが、私の意見です。

【分科会長】 では〇〇委員、どのようなご判断でしょうか。

【委員】 そうですね……。私自身は、つまりラスパイレース指数というものは、例えばこういう小規模なところで3上がったからどうとかいう問題ではないというご指摘もあると思うんですが、ただ、給与水準を見るのには他に適切な指標がないので、しかも国民も非常に名前だけはよく

知っている指標なので、そういう指標で3以上上がるということは、やはり元々そんなに低いわけではないですので、それなりのそういう評価を受けても仕方がないのではないかというふうに、私自身は感じています。

ラスパイレスが高いということはこれまでもずっと指摘があって、それに応じてこれまで結構、若い方にかえるとかいうふうなことで、もっと高かったものがかなり改善されてきていたのに、ここでまた3も上がっているわけなので、そういう意味で、つまり元々110を超えていたと思うんですけど、そういうものが近年、指摘されてずっと下がってきたのに、突然こういうふうに3上がると。それはベテランの人が必要だったということはわかるんですけども、だからといって仕方ありませんねというふうには、これまでの努力からいってもそれはちょっと言えないのではないかと。というふうに、私は個人的には思っています。

もっと言うなら、確かに新関西国際空港に移るのにいろいろと大変なご努力をなさったと思うんですけども、ただ大阪の事業自体はかなり縮小してきているので、事業量は結構減ってきていたと思うんですね。大阪そのものの通常の業務自体が結構減ってきていたと思いますので、そういう意味でも。

【委員】 それは関係ないですね、今のお話と。

【委員】 関係ないですけど、いや、だから私自身は、本来ならそういうふうに事業量が減ってきていたので、多少人事交流をやってもよかったのではないかとは思っています。で、ラスパイレス指数をもう少し減らす努力も、するべきだったのではないかと思っています。

【分科会長】 これは人事に関する計画の中で、人事配置であるとか年齢層も含めて、選択可能な領域の施策判断で給与水準の高さ、低さ、あるいはラスパイレスに表されるような結果を改善するということが困難であるということは、よく承知した上で、しかし平成19年から始まって109.1、107.5、106.6と、こういうふうに変わってきた中で、今般実績が109.9になったということを見たときに、平成23年度で悪化したことに対して見る限りにおいては、これが着実な実施状況と判断することは難しいと。多分こういう評価しか、しようがないと思うんですね。だから、努力されていることを認めていないというのではないと。だけれど、結果として給与水準が高いことになったことに対して、着実な実施状況にあるとは言えないと。言えないので、だからAにはしがたいということなので、Bしかししようがないという、そんな感じかなと思うんですが。だから非常に積極的にBだと言っているわけではないと、だけれどAとはしがたいという程度の評価かなと。この点、いかがでしょうか。〇〇委員、ご異論はあろうかと思うんですが。

【委員】 分科会長のご判断にお任せしますけれども、できないものを何とかしろと言われても困るよねという感じは、ありますよね。

【分科会長】 そうなんですよね。まさにできるか、できないかの問いを立てているのではなく

て、平成23年度はやはり国家公務員に比して適正な水準となるよう、必要な措置を講じると。適正な水準となるにはどうかということなんだろうと思うんですね。

【委員】 はい。7.8%の削減も理不尽なものですから、仕方ないですよ。

【分科会長】 まあ、理不尽ですね。

【委員】 仕方ないですよ。そういう意味において、Bという。はい、結構です。

【分科会長】 申しわけございませんが、ではBということにさせていただきます。若干の変化はございましたが。

それでは定年退職者の補充、この点については補充は計画に沿って行われなかったと。だから補充しないという計画であり、補充しなかったということで、着実な実施状況であるということです。

ということで、全体として、Sは0、Aが22、Bが3ということで、この最後の給与水準が1つ、当初の分科会長試案より下がる形になりますが、全体としてこの数字、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。では、附帯意見といいますか全体の意見をつける部分につきまして、総合的な判定の部分ですが、原案はこのようにさせていただきました。

「25項目中23項目が「A」である」というのが、今の実態としては22項目に変更になりますけれども、Aであると。「特に、平成24年7月に予定されている、機構が行っている大阪国際空港に係る業務等の新関西国際空港株式会社への承継や福岡空港事業本部への本社機能の移転等に向けた、組織の見直しや承継に関する取り組みについては、着実な実施状況であると評価できる」と。

今後の業務運営に関する意見であります、「本社機能の福岡への移転後においても、理事長等と監事との意見交換や役職員相互の意思疎通を適時適切かつ積極的に行うことにより、引き続き機構の役割が十分に発揮できるよう努めること」ということにさせていただいて、なお「福岡の各事業についても、更なる事業費の縮減や事務の効率化を図るとともに、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえた取り組みを実施すること」というふうに申し上げたいと思います。

なおかつ、「平成23年度においては、平成22年度の評価結果の反映及び活用は概ねなされると評価できる」と。この「概ね」というのは、部分的になされていない部分があるという意味ではないので、これ、「概ね」は取っておいたほうがいいんじゃないかな。ごめんなさい、私自身も失念しておりましたが、「概ね」ではなくて「活用がなされると評価できる」というふうにさせていただきたいと思います。

総合評価は、25項目中22項目はAであり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあるということで、Aとさせていただきます。

全体としては今のような評価でよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

【委員】 すみません、ちょっとよろしいですか。その他のところの、今、分科会長が「概ねなされている」という「概ね」を取ろうということでもございましたけれども、私、意見として書かせていただきましたけれど、計画の書き方にもよるんですけども、ほんとうに正しい評価になっているんだろうかと。私が連絡協議会のところで申しましたように、どういう成果を出しているんだとか、そもそもそういう計画でいいのと。3を取りますという計画でいいんでしょうかということですよ。4とか5とか頑張つてよというふうなこととか、あとずっとやっていて、もう一つよくわからないのは、予算と決算の評価って、これ、何をどうすればいいのかよくわからないわけですね。予算と決算の差を見るということも一つでしょうけれども、全体の予算の評価とか、決算の評価って、何なんだろうというのが、私、全然わからないんですね。ですからそういう意味でいうと、この評価のフレームそのものが、何か本当に大丈夫かしらというふうに思うわけで。そういう意味でいくと、評価がしづらい面はいっぱいあるでしょうし、いっぱい申し上げていることが、中期目標がありますので急には変えられないけれども、やはり徐々に、徐々に大きなフレームを変えていく、それが必要なことであれば、国交省の委員会でも意見具申するし、政独委にも挙げてもらうようなこともあわせて考えるということも、別途やっていかないと、何か評価したいんだけど、今の評価の仕組みからすると、Aをつけざるを得ないねという議論がいっぱいありましたけれど、なかなか評価そのものが実質化していかないようにも思いますので、そういうことって、どう考えるんですかね。あまり周辺整備機構とは関係ないような話でもあるんですが。

【分科会長】 これ、どうしましょうね。総合評価のところのその他のところに、何か我々として中期計画の5年の達成度評価を、平成25年3月末までに行うということは、実はできないですよ。それはなぜかという、25年4月以降に中期計画の達成度評価をするんですが、その達成度評価をした瞬間、もう既に次期の中期計画が走っていると、こういう矛盾に満ちたことを我々はやるんですかということは、やはりどこかで考えてほしいと。その辺に類することを、少し前触れで言っておかないといけないですよ。

【委員】 中期計画は補正されないんですか。

【分科会長】 中期計画の補正は、ある条件のもとではあり得ると書いてあるんですが、それは、発動するには相当な整理をする必要がある。

【委員】 そうすると、これが終わったものが、次の中期計画に反映されないわけですよ。

【分科会長】 そうです。

【委員】 これはこれ、これはこれで走っていたら、それこそ。

【分科会長】 少なくとも課長がご発言いただいたように、当会議体が年度内に開催されなければ、次期中期に私どもが何らかの意見を申し上げる機会はなくなるわけで、それは普通は好ましくない。PDCAサイクルが回っていないわけだから、その回っていないことを次期中期計画に反映すると強く言っても、それはもう全く保障されない世界を言っていくことになるので。何かの形で、特に空港周辺整備機構に関しては非常に大きな変更の過程にあるわけですから、これは何らかの形で申し上げておきたいですが。

【委員】 中期計画は走っちゃってもいいんですけど、せっかく評価委員会の意見を出した後で、それをもとに補正をされるような話になっていけばいいですけども、今、補正をするためにはものすごい手続というか、よほどのことがないと補正がされないという、この評価は、それこそ何のためにやっているんですかみたいな話になってしまうと。結局自分でも、評定理由を書いて「実施しているから」、実施していればAなんですよという話になっちゃったら、面白くないですよ。

【委員】 そうですよ。

【分科会長】 そのとおりですね。

【委員】 何かせっかく時間かけるんだから、良くなってほしいですよ。

【委員】 ものすごく時間をかけてやっていて、これはちょっと余談ですが、評価の私たちの報酬も下げてしまって、どんどんどん時給が安くなるわけですよ。それを含めて、それで実施しているからAだといったら、もう何か、実施しているからAというスタンプを作って、押していきたいぐらいですよ。(笑)

【委員】 そうそう。

【分科会長】 ここまで書くと、課長のあれを縛るから、書きづらいかな。その他の中に次期中期計画へ、平成23年度及び24年度の年度計画の評価、評定及び中期計画のおおよその達成状況を判断した上での、「おおよその」というのは来年6月、7月にならないと見えないわけですけども、少なくとも4年間やってきているわけだし、大阪国際空港に関しては既に新関空会社への移行があって、7月までの分はもう済んでいるわけですよ。だから評価しようと思ったらできないこともない。というような状況の中で、中期計画の評定、評価そのものが平成24年度内に概括的に行えて、PDCAサイクルが回るような方向での反映を、何らかの形でしていただくことを望むというようなことを意味する総合評価の文言を、ちょっと書けたらいいんだけど、書き過ぎると多分、原課が非常に困られると思うんですよ。そこのニュアンスですね。

【滝川課長】 次のフレームが率直に言ってちょっとどうなるかわからない、その問題がそもそもございますので、5年、5年、5年、で、次の5年になりますということに、今の法案でなっておりませんので。

【分科会長】 そうですね。

【委員】 5年間であって、4年終わった段階というのは大体わかっているわけですね。あとの1年でぐいっと変わるわけではないので。だから4年終わったら次の中期計画の評定に、こちらの評価委員会が関与させていただかないと、今おっしゃったような評価委員会の力が発揮できない。そんな気がしますけれどね。

【事務局】 もし今の制度の中で、今中期目標期間が今年度で終わりますして、平成25年度から新たな中期目標というスキームであれば、その新たな中期目標、中期計画というのは今年度の年明けに、この評価委員会分科会の席でご審議いただいて、作り込んでいくこととなります。ですから次期中期目標がもし現在のスキームで動くとするれば、当然先生方に機構の次の中期目標、中期計画についてご議論いただいて、それにのっとった中期目標、中期計画を作り込んでいくことにはなりません。

【分科会長】 ただ、それが現スキームなのかどうかも、まだわからないということになりますよね。だからそういう不確実な状況と。

では、国民的納得という線からはほど遠いんですけれども、少なくとも委員としては、本年度内に今中期計画の評価を踏まえた次期中期計画のありようについて、ご発言、ご提示いただく機会がありそうだと、その中でぜひ委員各位のご発言をいただくということをもって、この総合評価の中のその他のところには、特に我々としては記載しないということで、よろしゅうございますか。趣旨はそういうことであると。

ありがとうございました。それでは以上の形にさせていただきますが、それ以外に何か、特に記入すべきこととか、ご注意いただくことはございますか。

それでは以上をもって、私どもの評定が終わったということで、この後、もう一度入っていただくということでもいいですか。

【委員】 1つだけ、全然関係ないんですけど、これはA3でお願いします。読めません。

【分科会長】 ありがとうございます。私も非常に見にくかったです。

【事務局】 失礼いたしました。

【分科会長】 なお、個々の理由やコメントについては、きっちりとした文章にする必要がありますので、この点、私に一任していただければ、本日のご意見を踏まえ、家田委員長への報告書案を作成することにさせていただきます。その点については、事務局を通して各委員に最終案という形でご報告させていただきますので、その時点で最終のご判断をいただき、ご了解いただくということにさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございました。

では先ほどの評定の結果を、もう一度確認を申し上げます。数字だけ申し上げる形になりますが、Sがなし、Aが22、Bが3ということで、全体としてはA評価という形にさせていただきます。ありがとうございました。

それでは事務局が予定されているように、機構のメンバーに入ってくださいことにしましょう。

(機構 入室)

【分科会長】 ご苦労さまでございます。

私どもとして、かなりの時間をかけて協議をさせていただきました。結果だけちょっと申し上げますと、S評価がなし、A評価が22項目、B評価が3項目ということで、全体としてはA評価、すなわち着実な実施状況にあるということで、評価をさせていただきました。

なお、私どもとして議論をした中に、独立行政法人としての空港周辺整備機構自身に取り組める範囲と思われるものと、評価に当たって特に国民目線から要請される評価の水準というものの間に、若干の乖離があるということも重々承知した上で、若干厳し目の評価をした部分があるということだけは、申し上げたいと思います。

なお、平成24年度が現中期計画の最終年度でございます上に、国会案件として次期中期計画のあり方等々も議論されているところではございますが、ぜひ平成24年度の特に年明けから3月末までの間に、次期中期計画を立てるか、あるいは1年延長か、いずれにしても対応策を考えないといけないという中で、私どもは単年度で年度計画としての評価をずっと行ってまいりましたが、中期計画5年の評価を必ず行わないといけないという状況にございますので、ぜひそれへの準備は、内部評価も含めて的確かつスピードを上げてお進めいただきたいということを、ちょっと申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

特に機構のほうから、私どもの評定に対する疑問とか、何かございますでしょうか。

【淡路理事長】 いえ、ございません。

【分科会長】 ありがとうございます。

では続きまして、資料3の財務諸表のほうからご説明いただかないといけないんですが、これに関する説明は事務局ということになっておりますので、中林さんからですか。よろしくお願ひします。

【中林室長】 それでは資料3の財務諸表について、ご説明いたします。

まず資料6の後に、平成22・23事業年度財務諸表比較ということで、対前年度の比較の表がありますので、そちらのほうでご説明を申し上げます。

まず1ページの貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、Iの流動資産でございますが、百万円未満を切り捨ててご説明いたします。流動資産が30億84百万円、前年と比べまして

6億32百万円減少しております。この原因といたしましては、現金及び預金が12億21百万円減っていると。これは有価証券に振りかえたということで、有価証券が8億51百万円増えておりますけれども、その他未払い金等が減少したということもございます。

この中であと大きな減少といたしまして、受託業務前渡し金というのがあります。これは、事業をやる場合に前金等を払って、年度内に完成しない場合こういう処理を行うんでございますけれども、平成23年度はこういうものはなかったというところでございます。

Ⅱの固定資産でございますけれども、有形固定資産が39億4百万円となっておりますけれども、この内訳といいますか減少は、減価償却が進んだという結果でございます。無形固定資産も同じでございます。3の投資その他の資産につきましては、こういった費用が減少したというところでございます。資産合計といたしましては70億4百万円と。前年度比較で8億4百万円の減少ということになっております。

2ページでございます。負債の部でございますけれども、流動負債の合計が7億3千万円となっております。対前年度比較で6億95百万円という減少になっております。これは未払い金が大きく減少したということと、同じく受託業務の前渡し金ということで繰越関係の事業がなかったということで、これが大きく減少しているところでございます。

固定負債でありますけれども、合計で34億99百万円ということになっておりますけれども、対前年度比較で4億41百万円となっておりますが、主には借入金の返還というものが進んでおりますので、これによって減少したということでございます。負債合計で42億29百万円、前年度比較で11億37百万円減ということでございます。

次に純資産の部、資本金でございますが、14億円に変更はございません。資本剰余金で、前年度は資本剰余金の控除項目で計上しておりましたけれども、独法会計基準の変更によりまして、これは損益に振り替えるということでございますので、ゼロになっております。

次に利益剰余金でございます。資産合計70億4百万円から負債と資本金を引いた残り、これが利益剰余金となっております。前年度の積立金が10億44百万円、当期の利益が3億3千万円ということで、利益剰余金合計で13億74百万円ということになってございます。

次に損益計算書の部でございます。

経常費用といたしまして、36億7百万円、前年度比較で23百万円増えてございます。これは主には、その他経費ということで約89百万円増えておりますが、このその他経費というのは4事業のトータルでありますので、ここの費用が膨らんだということでございます。

経常収益に関しましては39億75百万円ということで、前年度比較で23百万円減少しております。これは事業規模が減少したこともございまして、補助金等の収益、これが一番大きなウエートを占めております。で、経常収益から経常費用を引いたものが経常利益となっております。3

億67百万円ということでございます。

ここで臨時損失がございまして、この大きなところは、解約損失引当金繰入ということで32百万円ほど計上しておりますが、これは大阪事業本部の事務所を平成24年度に退去するというところで、平成23年度に引当金を計上したというところでございます。

こういったものも合わせますと、経常利益で3億6千万円を計上しておりますが、臨時損失がございまして、3億3千万円が今年度の利益となっております。前年度と比較しまして約81百万円減少しておりますが、この内訳といたしましては、再開発の業務収入は増えておりますけれども、再開発の国有財産の土地の使用料、その値上げがあったということ、あるいは先ほどの事務所撤去に伴います引当金を計上したということもございまして、前年度に比べまして81百万円の利益減となっているところでございます。

次の4ページでございますが、キャッシュ・フロー計算書ということで、これは期間中の現金の動きを3つの活動から表したものでございます。Ⅰの業務活動によるキャッシュ・フローは、機構の本来業務に係る収入、支出でございます。三角は資金の流出と申しますか、キャッシュ・アウトを示しておりますが、業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、4億41百万円のキャッシュ・インになっております。

投資活動によるキャッシュ・フローでございますが、これは資産取得とか有価証券の取得、償還による収入、支出でございますが、トータルで13億12百万円のキャッシュ・アウトとなっております。

3番目が財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、長期借入金、債券発行の資金調達や償還に係る収入、支出でございますが、トータルで3億5千万円のキャッシュ・アウトということでございます。

期中の資金の増加額でございますが、下から3番目の額、12億21百万円のキャッシュ・アウトとなっております。資金の期首残高が19億51百万円ございましたので、このキャッシュ・アウトを引きますと、当期の資金期末残高といたしまして7億29百万円となっております。この額につきましては、貸借対照表の現金及び預金の額に合致をいたしております。

次に、行政サービス実施コスト計算書でございます。これは機構の業務運営に関しまして、国民の負担に期するとされたコストを集約したものでございます。

業務費用で(1)、(2)がございましてけれども、この費用の合計で1億61百万円を計上しております。あと、Ⅲの引当外退職給付増加見込額で21百万円、あるいは機会費用の中でトータルで42百万円ということで、合計いたしますと行政サービス実施コストは2億25百万円となっております。

それでもとに戻りますけれども、資料3の財務諸表をご覧いただきたいと思います。

1 ページは先ほど申しました貸借対照表、2 ページもそうです、3 ページが損益計算書、4 ページがキャッシュ・フロー計算書でございます。5 ページで利益の処分に関する書類（案）となっております。当期総利益で3億3千万円が出ておりますけれども、すべてこれを積立金で処理するというところでございます。

6 ページは、行政サービス実施コスト計算書でございます。

7 ページに注記事項を書いておりますけれども、下から2番目の項目、5番目の解約損失引当金の計上ということで、これは大阪事業本部が関空・伊丹の統合によりまして、事務所を撤去して原状回復するということの損失が見込まれるために、平成23年度で損失額を計上したところでございます。

次の8ページでございますけれども、一番下に会計方針の変更ということで、平成23年度に独法の会計基準が変更されました。これは減損会計のところでありまして、中期目標に従って事業を実施した結果、減損が出たということにつきましては、資本剰余金の損益外減損損失累計額ということで、資本剰余金の控除項目ということで計上していたんですけれども、基準の変更によりまして、これを損益に計上することになったというところでございます。

あと9ページからずっと説明をしておりますが省略いたしまして、12ページの下に、重要な後発事象ということで注記しておりますけれども、関空・伊丹統合法の施行によりまして、平成24年4月1日に新関西国際空港株式会社が設立され、平成24年7月1日に機構が行っていた業務につきましては新関西国際空港株式会社に承継するという、あと大阪国際空港事業本部は廃止になりまして、この法人の主たる事務所につきましては、福岡空港事業本部に置くということになってございます。

13ページからは附属明細書がついておりますが、説明は省略いたします。

次に、資料4の事業報告書でございます。

この報告につきましても、1ページの中ごろに、なお書きということでありますけれども、大阪国際空港に係るものは新関西国際空港株式会社に承継するという、本部事業を福岡に移すということになってございます。

あとは省略をいたします。

次に、資料5の決算報告書でございます。

決算報告は年度計画の予算計画に従った決算額を示しているということでございまして、これも説明は省略をいたします。

次に、資料6の監事意見書・会計監査人監査報告書でございます。

空港周辺整備機構は、通則法に基づきまして財務諸表、事業報告書、決算報告書につきましても、監事監査のほか、国土交通大臣が選任した会計監査人の監査を受けなければならないということ

になっております。その監査報告書でございます。

いずれも一般に公正だと認められる独立行政法人の会計基準に準拠して作成されており、適正に表示しているものと認めるということになっております。

会計監査人の報告書の中にも、強調事項といたしまして新関西国際空港株式会社への事業承継について、記載されているところでございます。

以上、機構の財務諸表等についてご説明をいたしました。法人を管轄する課といたしましては、独立行政法人会計基準にのっとって適正に処理されており、監事並びに会計監査人からも適正な決算処理を行っている旨の意見もいただいておりますので、承認すべきものと考えております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

そうしましたら資料3、4、5、6に関して、及びただいまの説明に関して、ご質問がございましたらおっしゃってください。

【委員】 補助金が減っているのは、何の補助金が減ったんですか。

【中林室長】 これは民家防音工事と再開発整備事業でございます。

【委員】 あれは補助金なんですか。

それから、棚卸し資産の販売用不動産というのは何ですか。

【中林室長】 これは大阪国際空港の関係でございまして、資料3の附属明細書の。

【委員】 13ページにあるんですが。販売用不動産とあるだけで、内容がわかりません。土地ですか、建物ですか。

【中林室長】 土地でございます。附属明細書の13ページに販売用不動産とございまして、所在地が大阪府豊中市勝部1丁目というところに、1筆ございます。

【委員】 わかりました。この所在地だけだと、土地なのか、建物なのかわからなかったのです。

【中林室長】 土地でございます。

【分科会長】 進行役から聞いていいのかどうか、よくわかりませんが、資料3の12ページに賃貸と不動産の貸借対照表計上額、当期末の時価というのがあるんですが、当期末の残高の増減でも構わないですけど、これの大阪国際空港及び福岡空港ごとの値というのは、実際には7月から統合されているので、3月末には必ずしもそれを分ける必要はないんでしょうけれど、どこかで分けた額というのは、平成24年度の評価の際の7月までの分に出てくるときでいいんですか。新関空に移行した分はこれだけという、そういう割合は、平成24年度のこれに相当する財務諸表に出てくると理解していいんですか。

【中林室長】 貸借対照表上は、すべて新関空会社のほうに行きますので、平成24年度決算といたしましては、貸借対照表上は福岡だけになるかと思えます。

【分科会長】　　ということは、平成24年3月末の時点では、それは振り分け可能だけれど、平成24年の4月から7月までの分は、どういうふうな扱いをされるんですか。

【事務局】　　最終的に収支という形で新会社に引き継がれますので、それを決算上どう表記するのかはちょっとまだ整理されていないんですが、何らかの形でこれだけの財産が新関空会社に承継されたというのは、出てくると思います。

【分科会長】　　何らかの形でそれを表現されると。その表現をするのは平成24年度末に出てくると。ということですか。

【事務局】　　承継資産については、新関空株式会社の資産評価委員会というところで評価されまして、収支計画が固まりますので、その段階で公表されるんですけど……。

【志賀課長補佐】　　ちょっと、その細かいところまで出るかどうかはわかりません。

【分科会長】　　まあ、我々の側からずっと見てきた行方として一番欲しい部分というか、アウトプットが計上されたわけだから、それが幾らであったのかというのは、何らかの形で知らされるほうがいいのかなという、希望は申し上げたいと思いますけれど。

はい、ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、司会が申し上げて特段の意見になるのかもわかりませんが、財務諸表の平成24事業年度の報告の中に反映すべきかどうかは別にして、関空・伊丹の統合に伴う資産の継承に関する総括的な出口、入り口の整理は、何らかの形で当委員会にもご報告願いたいという声があったという形で、処理をさせていただきます。

では続きまして、資料7の役員の退職に伴う業績勘案率の決定について審議をしたいと思いますので、まず機構のほうから、提案される内容の説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

【淡路理事長】　　今回お諮りする役員は、4名でございます。

資料7をお開きいただきますと、まず最初が〇〇でございます、機構の理事長として64カ月在職をいたしました。

次が〇〇でございます、福岡で理事長代理として21カ月務められて、昨年9月30日に退職しております。

その次が〇〇でございます。〇〇は、理事として30カ月、その後齊田の退任後、理事長代理を務めまして6カ月、今年の3月31日に退職してございます。

最後の〇〇は、大阪で勤務してございましたが、今年の3月31日まで12カ月でございます。

この4名の方々は、それぞれ今申し上げました在職期間におきまして、中期目標達成に向けてそれぞれの立場でご努力いただきました。それによりまして、全体的に見て機構の業務は、中期目標

に向けて着実に実施されてきたと考えております。従いまして、法人の業績勘案率は原則どおり1.0とさせていただきたいと考えております。

個人業績につきましては、それぞれの役員においてご尽力いただき、評価すべきものではございますけれども、個人業績を加算するほど特段に顕著とは認められないということから、ゼロといたしております。

よろしく願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

ご提案は、法人の業績による勘案率は1.0、個人業績による勘案は特に考慮しない0.0ということでご提案いただきましたが、この点につきまして特にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは特にないということで、今申し上げたとおり、法人の業績勘案率1.0、個人としての評価は特に考慮しないということで、国土交通省評価委員会に通知したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは評価委員会から正式な通知がありましたら、法人のほうで精算の手続きをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは一応予定しておりました議題はすべて終了いたしましたので、事務局、中林室長から何か連絡事項等ございますでしょうか。

【中林室長】 特にございません。

【分科会長】 はい、それでは少し時間を超過してしまいました。大変長時間にわたってご審議願いまして、ありがとうございました。

議事録につきましては、後日その内容を確認していただくために委員各位に送付いたします。お忙しいところ誠に恐縮でございますが、発言内容のチェックをお願い申し上げたいと思います。

先ほどご了解いただきました、また解釈していただきました評価委員会の運営規則により、評価に関する部分につきましては発言者名を記載しないということにいたします。

それでは以上をもちまして、独立行政法人評価委員会空港周辺整備機構分科会を終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —